

○国立大学法人筑波大学修学支援事業基金細則

〔平成28年7月21日〕
法人細則第25号
改正 平成29年法人細則第6号
令和6年法人細則第11号

国立大学法人筑波大学修学支援事業基金細則

(設置)

第1条 国立大学法人筑波大学基金規則（平成22年法人規則第40号）第4条第1項に基づく特定基金として、修学支援事業基金を置く。

(目的)

第2条 修学支援事業基金は、経済的理由により修学が困難な筑波大学（次条において「本学」という。）の学生に対する支援を目的とする。

(事業)

第3条 修学支援事業基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。ただし、本学への入学に関して寄附されるものを除く。

- (1) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生の経済的負担の軽減
- (2) 学資の貸与又は給付
- (3) 学生の海外への留学に係る費用の支援
- (4) リサーチ・アシスタント及びティーチング・アシスタントに係る経費の支援

(使用の制限)

第4条 修学支援事業基金に対して拠出された寄附金は、前条に掲げる事業に使用するものとする。

(運営費)

第5条 修学支援事業基金の運営費は、寄附金等をもって充てる。

(管理)

第6条 修学支援事業基金の管理は、他の寄附金とは独立して行う。

- 2 修学支援事業基金から貸与事業の実施のために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が国立大学法人筑波大学に償還された場合にあつては、当該金銭は、再び修学支援事業基金に帰属するものとする。

(事業年度)

第7条 修学支援事業基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第8条 修学支援事業基金は、事業・ファイナンス局事業・リレーション推進室が、学生部学生

生活課と連携して行う。

(雑則)

第9条 この法人細則に定めるもののほか、修学支援事業基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成28年7月21日から施行する。

附 則 (平29. 3. 23法人細則6号)

この法人細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令6. 3. 28法人細則11号)

この法人細則は、令和6年4月1日から施行する。